

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年12月5日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人マニラ学資支援会

(2) 代表者の氏名

西野 正吉

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区下鴨泉川町50番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、フィリピンの特にマニラ首都圏に在住する生徒や学生(里子)に対して、その学業を援助する事業(奨学金制度)を行なうとともに、日本の里親(スポンサー)とフィリピンの里子との健全な交流を促進する事業を行い、日本とフィリピン間の国際友好促進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年11月26日

(文化市民局地域自治推進室)